

認定を希望する新商品募集のご案内

～新商品の販路開拓を応援します！～

八戸市では、新たな事業分野の開拓を目指す事業者の皆様を支援すべく、高い新規性と有効性を備えた商品を、市が随意契約で購入できるよう認定する「八戸市新商品特定随意契約認定制度」を実施しています。革新的な商品で販路拡大を目指す事業者の皆様は、是非本制度をご活用ください。

◆認定の効果

- (1) 市で新商品を購入する際、通常の競争入札によらず、随意契約による購入が可能となります。
※認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。また、市が物品として購入できるものに限ります。
※認定商品の品質等を市が保証するものではありません。
- (2) 認定商品については、市の機関に紹介するとともに、市のホームページで公表し、広く周知することから、PR効果が期待されます。

◆認定の要件

新商品の内容や生産等の計画等を記載した「新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書」を作成し、商品の新規性や計画が適切であることなど、①～⑤の要件を満たす必要がありますので、事前に担当課までご相談ください。なお、最終的に認定基準に適合するかどうかは、外部有識者で組織する審査会にて審査します。

① 既に企業化されている商品とは別個の範疇に属するもの

(新しい技術や商品開発により市内にこれまでにない全く新しい市場、商品領域を作り出す新規性、独創性が高い商品)
または、既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても、著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるもの
(その分野の商品にとっての新たな技術の利用や新機能の付加等により、今までの商品と比べて使用価値を高める商品)

対象外

■新技術の利用や新機能を付加しても使用価値を変えない商品

- ・生産方法のみが新しい
- ・使用する素材のみが新しい

■既存商品の同一機能を改良または変更した商品

- ・デザイン、形状のみの変更
- ・原材料のみの変更
- ・名称、パッケージのみの変更
- ・同一シリーズの同一機能の改良、ラインナップの増加
- ・客観的に説明できない抽象的な使用価値の向上（やすらぐ、気持ちがい等）
- ・コストの削減等による低価格化

■新商品が既に一般的な流通経路にのって広く販売されている商品

■既に認定された事業者が生産する新商品と同等の商品

- ② 新商品が技術の高度化もしくは経営能力の向上、または住民生活の利便の増進に寄与するもの
- ③ 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なもの
- ④ 実施計画が公序良俗に反しないこと
- ⑤ 実施計画が関係法令に違反しないこと

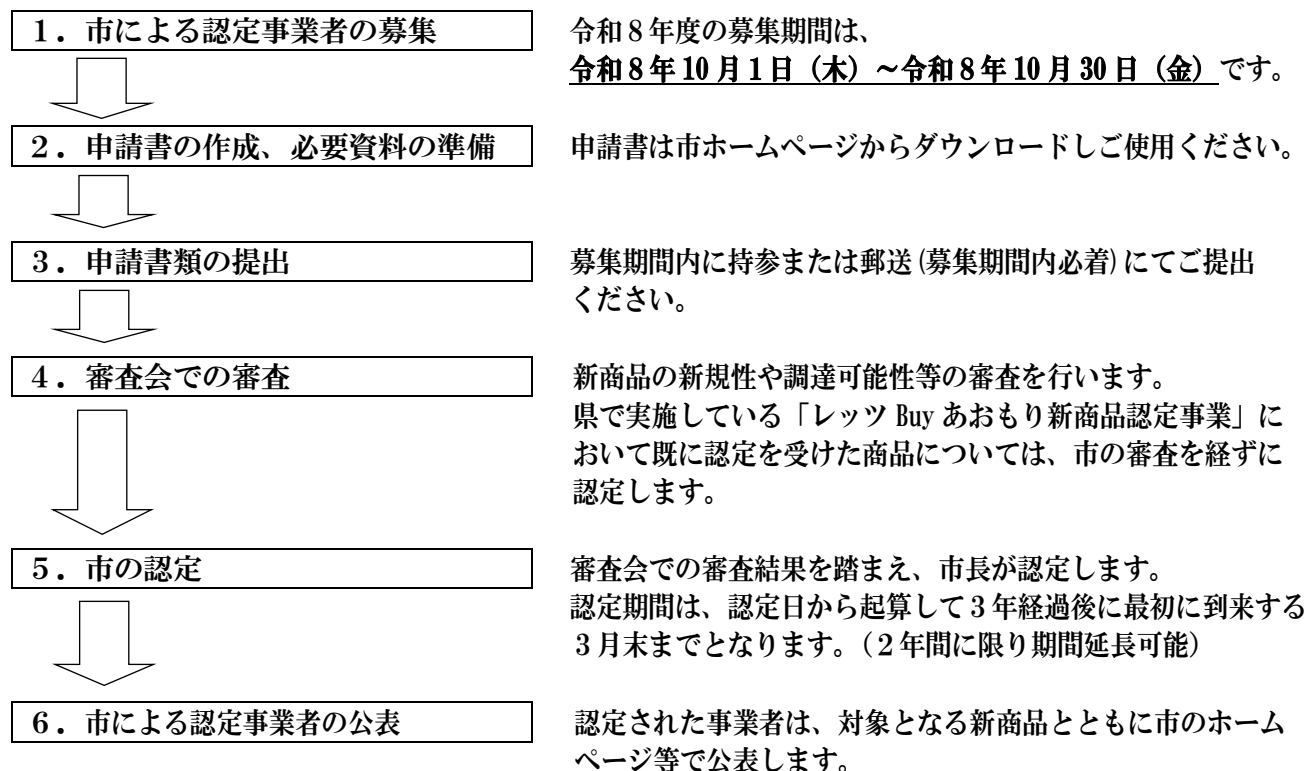
◆申請の方法 ※申請を予定の方は、事前にご相談ください。

認定を受けるためには、「新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書」に次の書類を添付し、持参または郵送にてご提出ください。

【募集期間】 令和8年10月1日(木)から令和8年10月30日(金)まで

【添付書類】・直近の営業期間の営業報告書または事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
(これらの書類がない場合は、最近一年間の事業内容等の概要を記載した種類)
・定款及び登記簿謄本
・その他新商品に関する資料
(パンフレット、写真、その他新商品の品質等を客観的に証する資料等)

◆認定までの流れ



◆本制度による購入実績

契約の相手方	契約の名称・内容
アルバック東北㈱	「電気自動車用急速充電器」の購入
桜総業㈱	「LED 蛍光灯」の買入れ
(有)中ペン塗装店	「マグピタックルシート」の買入れ

◆申請先及び問い合わせ先

八戸市商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 (別館5階)

TEL: 0178-43-9242 FAX: 0178-43-2146 E-Mail: shoko@city.hachinohe.aomori.jp

制度の詳しい情報・申請書のダウンロードはこちら↓

<市ホームページ>

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/shinsei/21634.html>